

地域密着型通所介護移行に関するQ&A

問1 地域密着型通所介護事業所に移行することによって、何がかわるのか。

(答)

- (1) 運営推進会議の設置が義務付けられます。
 - ・地域密着型通所介護：概ね6月に1回以上開催（予定）
 - ・療養通所介護：概ね12月に1回以上開催（予定）
- (2) 平成28年4月1日以降受け入れる利用者は、原則、宇都宮市の被保険者のみを対象とすることとなります。

問2 運営推進会議とはどのようなものか。

(答)

利用者、利用者の家族、地域住民の代表者（町内役員、民生委員、老人クラブの代表等）、地域包括支援センターの職員等で構成された会議であり、活動状況の評価を受けるとともに、必要な要望・助言を聴取するものです。

問3 運営推進会議の結果（議事録）はどのように公表すればよいか。

(答)

事業所のホームページへの掲載や事業所の外部の人にも見やすい場所への掲示などが考えられます。

問4 現在利用している方も他市町の方は、利用できなくなるのか。

(答)

平成28年4月1日以前から利用していた方は、それぞれの住所地の市町から指定があったものとみなされるため、引き続き利用が可能です。

ただし、新たに市外の方の利用を受け入れる場合は、当該市町から指定を受ける必要があるため、各市町にお問合せください。

問5 地域密着型通所介護に移行するため、どのような手続が必要か。

(答)

平成28年4月1日以前から運営している利用定員18人以下の事業所は、特段の届出（定員の変更やサテライト型事業所等）がない限り、全ての事業所がみなし指定となりますので、届出は必要ありません。事業所番号もそのまま使用できます。

定款を変更する必要がある事業者については、適切に定款を変更し、その旨届出を行ってください。※定款に地域密着型サービスの運営について記載がない場合には、追加してください。

18人以下で、定員を変更する場合には、運営規程の変更が必要となります。

問6 定款を変更する場合、どのように記載したらよいか。

(答)

「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業^{※1}」もしくは、「介護保険法に基づく地域密着型通所介護事業」としてください。

※1 地域密着型サービス全てに適用されます。地域密着型通所介護以外のサービスを運営する予定がある場合は、こちらを記載してください。

問7 定員を増やして通所介護事業所として運営するための手続はどのようにすればよいか。

(答)

平成28年2月末までに、運営規程等の変更について届出を提出してください。

※運営規程の変更については、通常、変更後10日以内に届出ればよいこととされていますが、今回は事前に提出してください。

※食堂兼機能訓練室の面積が利用者1人当たり3㎡確保されているかについて確認してください。

※定員を増やす場合、職員の配置基準が変更となる場合がありますので、変更届出に勤務形態一覧表（4月分）と新たに配置する職員の資格者証を添付してください。

問8 みなし指定の効力はいつまで続くのか。

(答)

現在の通所介護事業所の指定有効期限までみなし指定となります。次回の更新の際に、地域密着型通所介護としての更新することになります。

問 9 みなし指定を受けた後（平成 28 年 4 月 1 日以降）に、定員を 19 人以上にする場合の手続はどのようにすればよいか。

（答）

平成 28 年 4 月 1 日以降、定員 18 人以下の事業所は地域密着型通所介護事業所としてみなし指定を受けたことになるため、定員を 19 人以上とする場合は、地域密着型通所介護事業所の廃止届出（廃止の 1 月前まで）と、通所介護の新規指定の申請（変更希望月の前の 15 日までに提出）が必要となります。

問 10 休止中の事業所も対象となるのか。

（答）

現在休止中である事業所についても、地域密着型通所介護事業所としてみなしの対象となります。

問 11 移行に伴って事業所を廃止する場合の手続はどのようにすればよいか。

（答）

地域密着型へ移行せず、平成 28 年 3 月 31 日をもって事業所を廃止する場合は、様式 6 によりみなしの辞退について届出を行ってください。また、併せて介護予防通所介護の指定を受けている場合は、廃止届の提出が必要です。なお、廃止届出は、廃止の 1 ヶ月前までとなりますので、平成 28 年 2 月末までに届け出てください。

問 12 地域密着型通所介護に移行した場合の、介護報酬はどうなるのか。

（答）

平成 27 年度までの小規模型通所介護費と同額です。（療養通所も同様）

サービスコードは、地域密着サービスのコードとなりますので、請求の際には注意してください。

問 13 介護予防通所介護の取扱いはどうなるのか。

（答）

地域密着型通所介護へ移行するのは、通所介護のみで介護予防通所介護は該当しません。

問 1 4 生活圏域は設定されるのか。

(答)

地域密着型通所介護は生活圏域の設定はありません。

宇都宮市内の被保険者を対象として事業所運営することができます。

問 1 5 今後、地域密着型通所介護の新規指定を受けたい場合、公募となるのか。

(答)

地域密着型通所介護は、現在のところ公募による指定とする予定はありません。

問 1 6 利用者との契約をし直す必要はあるのか。

(答)

平成 2 8 年 3 月から継続して利用する方については、新たに契約をし直す必要はありません。
平成 2 8 年 4 月以降に新たに利用を始める方については、地域密着型通所介護事業所である旨を重要事項説明書に記載し、説明の上同意を得てください。

ただし、平成 2 8 年 3 月から利用している方に対しては、地域密着型サービスに移行することについて周知は行ってください。周知の方法は問いません。